日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2011. 06 20

No.11-024

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob1@gmail.com

安全で明るい JAL

第４回乗員裁判（6月27日）では、だれを証人にして、具体的にどのような尋問事項をしていくのか証拠決定がされます

稲盛会長は証人尋問に応じ、真実を語るべきです！！

採算性と安全性を考慮した解雇回避措置の実施努力をどのように尽くしたのか、その過程で安全管理がどのように遵守されたのか

決定的に重要で核心に触れる事実に関する発言「１６０名を残すことが、経営上不可能かというと、そうではないのは、もう皆さんもおわかりになると思いますし、わたしもそう思います」

【被告主張】 稲盛会長の証人尋問は不要である。

会長自身として、可能な限り回避したかったとの心情を表明したにすぎない。

被告は、JALIの管財人であった片山英二の人証調べを計画している。
原告らの挙げる証明すべき事実については、いずれも同人の尋問などにより明らかにすることが出来る

（注：片山氏は弁護士であり、 弁護士が証人として法廷に立つことは極めて異例なことだそうです。「経営上165名の解雇は必要なかった」と認める稲盛会長は是が非でも法廷に立たせたくないのでしょう

醍醐聡 東京大学名誉教授を証人に申請

破綻の原因が人件費の高コストにはなく、JALIの再生の為に、人件費以外の費用構造および収益構造の改善が必要である。
解雇による人件費削減が求められているものではないことを財務会計論の専門的知見に基づき証明する。

【被告主張】 醍醐教授の尋問は必要ない。

本件解雇は整理解雇として行ったものであり、破綻に至る原因、経営破綻の責任は本件解雇の有効性とは関連性を有しない。

乗員速報 57-276 をご覧ください